

河川空間のオープン化について

概要

河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、**平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正**し、一定の要件を満たす場合、**営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能としたもの**。(河川空間のオープン化)



広島県 京橋川 水辺のオープンカフェ



大阪府 土佐堀川 飲食店の川テラス



愛知県 乙川 イベント空間

オープン化が適用される要件

- ✓ 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- ✓ 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- ✓ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること



埼玉県 荒川 バーベキュー場

都市・地域再生等利用区域において 占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等